

■令和5年度焼却施設・排ガス測定の実績結果

令和6年7月改訂

		基準値	相模原市による測定	弊社自主測定 ①	弊社自主測定 ②	
規定項目			1年に1回実施	1年に2回実施	1年に2回実施	
採取位置			煙突採取口	煙突採取口	煙突採取口	
採取した年月日			令和5年10月25日	令和4年7月28日	令和6年2月16日	
測定結果取得年月日			令和6年4月11日	令和4年10月16日	令和5年4月1日	
(※) ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		10	1	1.7	1.5	
ばい煙濃度	硫黄酸化物	法律基準 (m <sup>3</sup> N/h)	14.1	0.06	0.1	<0.023
		条例基準 (m <sup>3</sup> N/h)	1.7			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	<0.02	<0.001	<0.001	
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	700	<84	62	25	
	窒素酸化物	法律基準 (ppm)	250	34	50	34
条例基準 (ppm)		適用しない				
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	-	0.15	0.38	

■令和4年度焼却施設・排ガス測定の実績結果

令和5年5月改訂

		基準値	相模原市による測定	弊社自主測定 ①	弊社自主測定 ②	
規定項目			1年に1回実施	1年に2回実施	1年に2回実施	
採取位置			煙突採取口	煙突採取口	煙突採取口	
採取した年月日			令和4年10月14日	令和4年7月29日	令和5年2月16日	
測定結果取得年月日			令和5年5月16日	令和4年9月13日	令和5年3月28日	
(※) ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		10	—	0.25	0.25	
ばい煙濃度	硫黄酸化物	法律基準 (m <sup>3</sup> N/h)	14.1	1.038	59	7
		条例基準 (m <sup>3</sup> N/h)	1.7			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.001	0.001	0.001	
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	700	98	23	14	
	窒素酸化物	法律基準 (ppm)	250	47	37	38
条例基準 (ppm)		適用しない				
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	0.92	0.12	1.2	

■令和3年度焼却施設・排ガス測定の実績結果

令和4年4月改訂

		基準値	相模原市による測定	弊社自主測定 ①	弊社自主測定 ②	
規定項目			1年に1回実施	1年に2回実施	1年に2回実施	
採取位置			煙突採取口	煙突採取口	煙突採取口	
採取した年月日			令和3年11月5日	令和3年7月29日	令和4年1月28日	
測定結果取得年月日			令和4年4月22日	令和3年9月1日	令和4年3月1日	
(※) ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		10	0.13	1.6	0.15	
ばい煙濃度	硫黄酸化物	法律基準 (m <sup>3</sup> N/h)	14.1	0.11	<0.005	0.013
		条例基準 (m <sup>3</sup> N/h)	1.7			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	<0.01	0.001	<0.001	
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	700	<81	21	13	
	窒素酸化物	法律基準 (ppm)	250	48	34	36
条例基準 (ppm)		適用しない				
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	-	0.98	0.088	

■令和2年度焼却施設・排ガス測定の実績結果

		基準値	相模原市による測定	弊社自主測定 ①	弊社自主測定 ②	
規定項目			1年に1回実施	1年に2回実施	1年に2回実施 (次年度7月へ延期)	
採取位置			煙突採取口	煙突採取口	-	
採取した年月日			令和2年11月26日	令和3年1月28日	-	
測定結果取得年月日			令和2年11月26日	令和3年3月3日	-	
(※) ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		10	0.39	0.36	-	
ばい煙濃度	硫黄酸化物	法律基準 (m <sup>3</sup> N/h)	14.1	<0.04	<0.004	-
		条例基準 (m <sup>3</sup> N/h)	1.7			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	<0.02	<0.001	-	
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	700	<91	24	-	
	窒素酸化物	法律基準 (ppm)	250	<33	33	-
条例基準 (ppm)		適用しない				
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	-	0.46	-	

(※) ダイオキシン類は年1回測定

■令和1年度焼却施設・排ガス測定の実績結果

		基準値	相模原市による測定	弊社自主測定 ①	弊社自主測定 ②	
規定項目			1年に1回実施	1年に2回実施	1年に2回実施	
採取位置			煙突採取口	煙突採取口	煙突採取口	
採取した年月日			令和1年12月10日	令和1年10月17日	令和2年3月11日	
測定結果取得年月日			令和2年4月14日	令和1年11月29日	令和2年6月23日	
(※) ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		10	0.98	2.3	1.6	
ばい煙濃度	硫黄酸化物	法律基準 (m <sup>3</sup> N/h)	14.1	0.1	0.007未満	0.025
		条例基準 (m <sup>3</sup> N/h)	1.7			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.02未満	0.001未満	0.001未満	
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	700	98未満	1 (O <sub>2</sub> 12%換算)	51 (O <sub>2</sub> 12%換算)	
	窒素酸化物	法律基準 (ppm)	250	41	41 (O <sub>2</sub> 12%換算)	48 (O <sub>2</sub> 12%換算)
条例基準 (ppm)		適用しない				
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	—	0.16	1.2	

(※) ダイオキシン類は年1回測定

■平成30年度焼却施設・排ガス測定の実績結果

		基準値	相模原市による測定	弊社自主測定 ①	弊社自主測定 ②	
規定項目			1年に1回実施	1年に2回実施	1年に2回実施	
採取位置			煙突採取口	煙突採取口	煙突採取口	
採取した年月日			平成30年11月29日	平成30年10月10日	平成31年3月19日	
測定結果取得年月日			令和元年5月22日	平成31年1月22日	平成30年4月23日	
(※) ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		10	-	1.8	2.2	
ばい煙濃度	硫黄酸化物	法律基準 (m <sup>3</sup> N/h)	14.1	0.2未満	0.005未満	0.006未満
		条例基準 (m <sup>3</sup> N/h)	1.7			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.02未満	0.001	0.001未満	
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	700	110未満	330 (O <sub>2</sub> 12%換算)	19 (O <sub>2</sub> 12%換算)	
	窒素酸化物	法律基準 (ppm)	250	37	44 (O <sub>2</sub> 12%換算)	36 (O <sub>2</sub> 12%換算)
条例基準 (ppm)		適用しない				
水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	0.1未満	0.23 (O <sub>2</sub> 12%換算)	0.06 (O <sub>2</sub> 12%換算)		

(※) ダイオキシン類は年1回測定

■平成29年度焼却施設・排ガス測定の分析結果

		基準値	相模原市による測定	弊社自主測定 ①	弊社自主測定 ②	
規定項目			1年に1回実施	1年に2回実施	1年に2回実施	
採取位置			煙突採取口	煙突採取口	煙突採取口	
採取した年月日			平成29年11月2日	平成29年9月26日	平成30年2月21日	
測定結果取得年月日			平成30年3月31日	平成29年10月27日	平成30年3月6日	
(※) ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		10	0.34	0.57	—	
ばい煙濃度	硫黄酸化物	法律基準 (m <sup>3</sup> N/h)	14.1	0.1未満	0.22	0.006未満
		条例基準 (m <sup>3</sup> N/h)	1.7			
	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.25	0.01未満	0.001未満	0.001未満	
	塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	700	84未満	34 (O <sub>2</sub> 12%換算)	19 (O <sub>2</sub> 12%換算)	
	窒素酸化物	法律基準 (ppm)	250	38	40 (O <sub>2</sub> 12%換算)	36 (O <sub>2</sub> 12%換算)
条例基準 (ppm)		適用しない				
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	50	—	0.6 (O <sub>2</sub> 12%換算)	0.4未満 (O <sub>2</sub> 12%換算)	

(※) ダイオキシン類は年1回測定